

公園緑地の寄附受納要綱

制 定 平成12年12月5日 緑政緑第181号（局長決裁）
最近改正 令和6年3月18日 環創総第987号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市が土地所有者等からの樹林地等の寄附受納にあたり、その基準と手続きを定めることにより、良好な公園緑地を確保し、もって安らぎと潤いのある街づくりを進めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「樹林地等」とは良好な自然的環境を形成している土地をいう。

2 この要綱において、「指定公園緑地」とは、都市緑地法第12条に規定する特別緑地保全地区、首都圏近郊緑地保全法第5条第1項に規定する近郊緑地特別保全地区、緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森、ふれあいの樹林、都市公園法第2条に規定する都市公園及び横浜市が所有する緑地をいう。

3 この要綱において、「一般公園緑地」とは指定公園緑地以外の緑地をいう。

4 この要綱において、「公園緑地バンク登録」とは公園緑地の寄附の事前登録をいう。

（基準）

第3条 寄附を受ける土地の基準（以下「受納基準」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

（事前調査）

第4条 公園緑地の寄附を希望する土地の所有者等（以下「寄附希望者」という。）は公園緑地の寄附に係る事前調査申込書（第1-1号様式）を、公園緑地バンク登録を希望する土地所有者（以下「公園緑地バンク登録希望者」という。）は公園緑地バンク登録に係る事前調査申込書（第1-2号様式）を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、寄附又は公園緑地バンク登録予定地が寄附受納基準に適合するか否か、事前調査を行う。

3 寄附希望者又は公園緑地バンク登録希望者は、前項の事前調査に協力しなければならない。

4 市長は、第2項の事前調査終了後、速やかに事前調査の結果及び受納又は公園緑地バンク登録の可否について、寄附希望者又は公園緑地バンク登録希望者に通知する。

5 市長は、前項の通知に条件を付することができる。

（施設の整備）

第5条 市長は、寄附地について、市民利用が見込まれるときや防災上の必要に応じて、施設の整備を行うことができる。

ただし、団体や法人、開発行為等に関するものについては、寄附希望者に必要な施設の整備を申し入れることができる。

2 市長は、前項の市民利用について、周辺住民への説明を寄附希望者に協力要請することができる。

(寄附及び公園緑地バンク登録の申し込み)

第6条 第4条第4項の規定により受納可又は公園緑地バンク登録可の通知を受け取ったときは、寄附希望者は寄附申込書(第2-1号様式)を、公園緑地バンク登録希望者は公園緑地バンク登録申込書(第2-2号様式)を市長に提出することができる。

ただし、第4条第5項に規定する条件が付されている場合は、条件を満たさなければ、提出することはできない。

2 前項の寄附申込書又は公園緑地バンク登録申込書は、第4条第4項の通知を受け取ってから、2年以内に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の寄附申込書を受理したときは、寄附受納手続開始通知書(第3-1号様式)を寄附希望者へ送付する。

4 市長は、第1項の公園緑地バンク登録申込書を受理したときは、公園緑地バンク登録通知書(第3-2号様式)を公園緑地バンク登録希望者に送付する。

(寄附契約)

第7条 市長は、第6条第3項に定める手続きが完了したときは、速やかに土地寄附契約書(第4号様式)を作成し、寄附希望者と契約を締結するものとする。

2 市長は、第6条第4項に定める手続きが完了したあと、第6条第1項の寄附申込書(第2-1号様式)の提出があったときは、速やかに土地寄附契約書(第4号様式)を作成し、寄附希望者と契約を締結するものとする。

(報告)

第8条 市会への報告は、寄附物件の固定資産税評価額が100万円以上のものとする。

(市長表彰)

第9条 市長は、寄附者に対し、表彰を行うことができる。

(公園緑地名称)

第10条 市長は、寄附者からの申し出があった場合には、「横浜市公園等命名基準」に基づき、当該公園緑地の名称に寄附者の「氏名、又は名称の一部」を冠して命名することができる。

(現地での掲示)

第11条 市長は、寄附者からの申し出があった場合には、当該公園緑地の寄附受納の経過等を、現地で看板掲出することができる。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関して必要な事項はみどり環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条)

緑地の区分		指定公園緑地	一般公園緑地
基準項目			
受	目的との合致	本要綱の目的である良好な公園緑地の確保に結び付くとみなされる樹林地等	
	面積	面積基準なし。	概ね500㎡以上の一団の土地 ただし、指定公園緑地に接しているときは面積基準なし。
	接道	右に同じ。 ただし、管理可能なものについてはこの限りではない。	公道に接するか、もしくは管理用通路が確保できるもの
納	境界	土地の境界確定の見込みのあるもの なお、境界の確定作業は、市長が実施するものとする。ただし団体や法人、開発事業等に関するものについては土地の境界が確定しているもの	
	防災安全性	土地の安全性が確保されていて、寄附（団体や法人、開発事業等に関するものを除く）受納後に市長が行う防災工事の施工が可能なもの 安全性の確保とは、原則として傾斜角度30度未満のものをいう。	
準	相隣関係	樹木による日影、倒伏、落下枝、排水等の影響の少ないもの	
	占用物件	原則として移転もしくは除外されていること。	
	その他の権利	当該公園緑地に私権の設定、その他特殊の義務が存在しないこと。	

公園緑地の寄附に係る事前調査申込書

横浜市長

調査申込人

〒□□□-□□□□

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

~~土地の所有名義人との関係 (_____)~~

次の土地について寄附したいので、事前調査を申し込みます。

また、土地の調査に際し、市が行う当該土地の課税情報の閲覧等は、これを認めます。

1 調査申し込みの土地

所在地	地番	地目	現況	公簿面積 (㎡)
合計	筆			

2 寄附の目的

3 引渡希望日

4 負担条件

5 添付書類

- (1)土地登記簿謄本 (2)公図 (3)案内図 (4)その他必要な図書

公園緑地バンク登録に係る事前調査申込書

横浜市長

調査申込人

〒□□□-□□□□

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

次の土地について公園緑地バンク登録のため、事前調査を申し込みます。

1 調査申し込みの土地

所在地	地番	地目	現況	公簿面積 (㎡)
合計	筆			

2 公園緑地バンク登録の目的

3 引渡希望日

4 負担条件

5 添付書類

- (1)土地登記簿謄本 (2)公図 (3)案内図 (4)その他必要な図書

様

横浜市長

事前調査の結果について

年 月 日に申し込みのありました公園緑地の寄附に係る事前調査の結果について、次のとおり回答します。

1 調査物件

所在地	地番	地目	現況	公簿面積 (㎡)
合計	筆			

2 調査結果

- 受納可：受納基準を満たしていますので、寄附申込書を提出してください。
- 条件付受納可：次の事項を整理のうえ、寄附申込書を提出してください。
- 受納不可：次の理由により、寄附は受けられません。

3 寄附申し込みの期限

寄附申込書の提出はこの調査結果通知の日から2年以内をお願いします。

2年を過ぎたものについては、再度事前調査申込書を提出していただきます。

担当

電話

様

横浜市長

事前調査の結果について

年 月 日に申し込みのありました公園緑地バンク登録に係る事前調査の結果について、次のとおり回答します。

1 調査物件

所在地	地番	地目	現況	公簿面積 (㎡)
合計	筆			

2 調査結果

- 登録可：受納基準を満たしていますので、公園緑地バンク登録申込書を提出してください。
- 条件付登録可：次の事項を整理のうえ、公園緑地バンク登録申込書を提出してください。
- 登録不可：次の理由により、公園緑地バンク登録は受けられません。

3 公園緑地バンク登録申し込みの期限

公園緑地バンク登録申込書の提出はこの調査結果通知の日から2年以内にお願います。

2年を過ぎたものについては、再度事前調査申込書を提出していただきます。

担当

電話

第2-1号様式

寄 附 申 込 書

年 月 日

横浜市長

〒□□□□-□□□□

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

次の土地について、寄附の申し込みをします。

1 寄附物件 土地

2 土地の明細

所在地	地番	地目	現況	公簿面積 (㎡)
合計 筆				

3 見積価格 (当該年度の固定資産評価額)

4 寄附の目的

5 負担条件

6 添付書類 (事前調査申込書の添付書類と異なるもののみ提出してください。)

- (1) 土地登記簿謄本
- (2) 公函
- (3) 案内図
- (4) 固定資産課税台帳登録事項証明書
- (5) その他必要な書類

第2-2号様式

公園緑地バンク登録申込書

年 月 日

横浜市長

〒□□□□-□□□□

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

次の土地について、公園緑地バンク登録を申し込みます。

1 登録物件 土地

2 土地の明細

所在地	地番	地目	現況	公簿面積 (㎡)
合計	筆			

3 見積価格 (当該年度の固定資産評価額)

4 登録の目的

5 遵守事項

(1) 次に掲げる行為は行いません。

ア 土地を第三者に譲渡すること。

イ 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。

ウ 土地に物件を設置すること。

エ 土地の形質を変更すること。

(2) 公園緑地バンク登録者に不測の事態が発生した場合、権利を引き継ぐものは、すみやかに土地寄附契約を締結します。

(3) 公園緑地バンク登録者が登録解除を希望したとき、並びに権利を引き継ぐものが義務を履行しなかったとき、又は履行することができなかったときは、既に実施した測量等に要した経費を、公園緑地バンク登録者又は権利を引き継ぐものが支払います。

6 添付書類 (事前調査申込書の添付書類と異なるもののみ提出してください。)

(1) 土地登記簿謄本 (2) 公図 (3) 案内図

(4) 固定資産課税台帳登録事項証明書 (5) 法定相続人の同意書及び印鑑証明

(6) 戸籍謄本等 (7) その他必要な書類

様

横浜市長

寄附受納手続開始通知書

年 月 日に寄附申込書の提出がありました次の土地の寄附については、これを受納するための手続を開始します。

1 受納予定物件

所在地	地番	地目	現況	公簿面積 (㎡)
合計	筆			

2 受納目的

3 負担条件

4 今後の手続

担当

電話

様

横浜市長

公園緑地バンク登録通知書

年 月 日に公園緑地バンク登録申込書の提出がありました次の土地について、緑地バンク登録をします。

1 登録物件

所在地	地番	地目	現況	公簿面積 (㎡)
合計	筆			

2 登録目的

3 負担条件

4 遵守事項

- (1) 次に掲げる行為はできません。
 - ア 土地を第三者に譲渡すること。
 - イ 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
 - ウ 土地に物件を設置すること。
 - エ 土地の形質を変更すること。
- (2) 公園緑地バンク登録者に不測の事態が発生した場合、権利を引き継ぐ方は、速やかに寄附申込書（第2-1号様式）を提出し、土地寄附契約（第4号様式）を締結してください。
- (3) 公園緑地バンク登録者が登録解除を希望したとき、並びに権利を引き継ぐ方が義務を履行しなかったとき、又は履行することができなかつたときは、いつでもこの登録を解除することができ、既に横浜市が実施した測量等に要した経費については、公園緑地バンク登録者又は権利を引き継ぐ方に支払う義務が生じます。

担当
電話

第4号様式

土地寄附契約書

良好な公園緑地の確保を目的として、土地所有者 _____ を甲とし、横浜市を乙として、甲乙両者は、次のとおり土地寄附契約を締結する。

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有する次に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に寄附する。

所在	地目	面積（公簿）	面積（実測）
横浜市		m ²	m ²
計		m ²	m ²

(所有権の移転時期)

第2条 土地の所有権は、この契約の締結と同時に、甲から乙に移転する。

(登記の関係書類の提出等)

第3条 甲は、この契約の締結と同時に、土地の所有権移転登記に必要な書類及びその他乙が必要と認めて提出を求めた書類を乙に提出し、乙は、速やかにこの登記を行う。

(引渡し)

第4条 甲は、土地を _____ 年 _____ 月 _____ 日に、乙に引き渡す。

(担保物権等の消滅)

第5条 甲は、土地に抵当権、質権、先取特権、その他の担保物権が存するとき、又は設定されているときは、第3条による所有権移転登記を行うまでに、当該権利を消滅させ、当該権利が登記されているときは、抹消しなければならない。

2 甲は、土地に前項以外の乙の土地取得の目的が阻害される権利等が存するときは、第3条による所有権移転登記を行うまでに、当該権利等を消滅させなければならない。

(契約不適合)

第6条 乙は、土地について、その種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合せず、そのことが乙の責めに帰すべき事由によらない場合、甲に対し、目的物の補修又はその他の方法による履行の追完を請求することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容又は契約の履行に関し、第三者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(譲渡等の禁止)

第8条 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

(公租公課の負担)

第9条 土地の公租公課は、土地の所有権移転登記完了後においても甲を義務者として課されるものについては、甲の負担とする。

(法令による手続)

第10条 この契約の締結に伴い、農地法その他の法令に基づき許可等の手続が必要な場合は、甲乙協力してこれを行う。

(契約の解除)

第11条 乙は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、この契約に定める義務を履行しなかったとき、又は履行することができないとき。
- (2) 前条に規定する許可等が得られなかったとき。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、この契約に違反し、これにより相手に損害を与えたときは、その責めを負う。

(裁判の管轄)

第13条 この契約に関する訴えの提起等は、乙の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に行う。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて甲の負担とする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約の条項に関し、疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、民法の定めるところによるもののほか、甲・乙協議して定める。

甲及び乙は、この契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

乙